

# HIV 感染症薬物療法認定薬剤師養成研修実施要綱

## 1. 基本的事項

### (1) 研修の目的

本研修は、HIV 感染症の薬物療法に必要な高度な知識、技能、情報の収集・評価、コミュニケーションスキル、臨床経験を修得させ、各地域において HIV 感染症治療に精通した薬剤師として指導的な役割を担う HIV 感染症薬物療法認定薬剤師を養成することにより、HIV 感染症治療水準の向上を推進することを目的とする。

### (2) 研修の実施主体

本研修は、一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日本病院薬剤師会）が運営する。

### (3) 研修対象者

- ① 本研修は、原則として、国立国際医療研究センター病院、エイズ治療ブロック拠点病院、中核拠点病院、拠点病院のほか、拠点病院以外のエイズ診療に携わる病院に所属する薬剤師、若しくは、抗 HIV 薬を含む処方せんの調剤を行う保険調剤薬局に所属する常勤薬剤師で、3 年以上の実務経験を有する者を対象とする。
- ② 研修者の選定は、日本病院薬剤師会 HIV 感染症薬物療法認定薬剤師及び HIV 感染症専門薬剤師認定申請資格を参考として、日本病院薬剤師会が行う。
- ③ 本研修対象者は、一般的な病院薬剤師業務全般（「病院薬剤師のための業務チェックリスト」（日本病院薬剤師会薬剤業務委員会作成）参照）が行えることに加え、実地臨床での HIV 感染症患者に対する薬剤管理指導業務の経験を有することが望ましい。

### (4) 研修期間

本研修の期間は 2 日間（7.5 時間以上／日）とする。

## 2. 研修指導薬剤師

研修指導薬剤師は、研修施設に所属する常勤職員であって、原則として以下に掲げる事項をいずれも満たさなければならない。

- ① 研修指導薬剤師は、病院薬剤師としての実務経験が 3 年以上あり、調剤業務、製剤業務、薬剤管理指導業務、医薬品情報管理業務、医薬品管理業務等に十分な指導能力を有していなければならない。また、HIV 感染症薬物療法認定薬剤師養成に必要とする十分な知識と経験を有し、HIV 感染症の薬物療法に関連した学会発表や論文発表など、相応の業績を有することが望ましい。

- ② 研修指導薬剤師のうち、少なくとも1人は、日本病院薬剤師会が認定する HIV 感染症専門薬剤師あるいは HIV 感染症薬物療法認定薬剤師でなければならない。
- ③ 研修施設に1名の研修総括薬剤師を選任する。研修総括薬剤師は研修指導薬剤師と協力して自施設の研修カリキュラムおよび研修計画の作成、施設内関係部門との調整、研修者の評価等を行うなど、本研修を総括する。
- ④ 研修指導薬剤師は、日本病院薬剤師会会員でなければならない。また、日本医療薬学会医療薬学専門薬剤師であることが望ましい。
- ⑤ 薬剤部門は、下記実技研修項目に応じて、専任の研修指導薬剤師を配置することが望ましい。但し、研修指導薬剤師が病棟において総合的な業務を行っている場合はこの限りではない。

### 3. 施設と設備

本研修を実施する施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

#### (1) 施設

- ① 日本病院薬剤師会が認定する研修施設であること。
- ② 日本病院薬剤師会が認定する HIV 感染症専門薬剤師あるいは HIV 感染症薬物療法認定薬剤師が1人以上常勤していること。
- ③ HIV 感染症の治療について講義・指導するのに十分な資質を兼ね備えた医師が勤務していること。
- ④ 臨床試験審査委員会 (IRB) を有していること。
- ⑤ HIV 感染症に関わる看護師、MSW、カウンセラー等 HIV 感染症関連の専門知識を有するスタッフが勤務していることが望ましいこと。

本研修を実施する施設は、5年ごとの研修施設更新申請時において、上記(1)施設の①から⑤を満たしていなければならない。ただし、②を満たすことができない場合は、HIV 感染症専門薬剤師または HIV 感染症薬物療法認定薬剤師を育成するための期間として、3年間の更新の保留を認める。保留を申請する場合は、所定の理由書を提出すること。

#### (2) 設備

- ① 本研修カリキュラムを遂行することのできる設備等が整備されていること。
- ② 外来の HIV 感染症患者に対し、服薬指導を実施するための専用個室が整備されていることが望ましい。
- ③ 以下の診療報酬の施設基準を全て届け出ていることが望ましい。
  - ・ ウイルス疾患指導料2に規定する加算 (チーム医療加算)
  - ・ 特定薬剤治療管理料
  - ・ 薬剤管理指導料
  - ・ 病棟薬剤業務実施加算

④ その他、研修に必要な設備、図書、雑誌の整備が行われていること。

#### 4. 研修カリキュラムの内容（詳細は HIV 感染症薬物療法認定薬剤師養成研修コアカリキュラム参照）

研修は、日本病院薬剤師会が認定する研修施設における実技研修、ならびに実技研修を補完することを目的とした講義研修により実施する。

また、研修前に日本病院薬剤師会が認定する HIV 感染症領域の講習会や日本エイズ学会等が主催する講習会を受講していることが望ましい。

##### (1) 実技研修

実技研修には、以下の内容が含まれていなければならない。

- A. HIV 感染症患者に対する服薬指導
- B. チームカンファレンス

##### (2) 講義研修

講義研修の内容には、以下の内容が含まれていることが望ましい。

###### < 抗 HIV 療法 >

1. 最新の HIV 感染症治療と疫学に関する内容
2. 日和見感染症・免疫再構築症候群等エイズ関連病変に関する内容
3. 薬物相互作用に関する内容
4. その他、HIV 感染症領域の臨床試験など

###### < HIV 感染症に関する医療制度 >

5. 医療制度並びに法規制に関する内容
6. 院外処方箋発行や保険薬局との患者情報の共有に関する内容
7. 日本の HIV/AIDS 医療体制に関する内容
8. 薬害エイズに関する内容

###### < 服薬支援 >

9. コミュニケーションスキルに関する内容
10. 医療連携における薬学的管理に関する内容

###### < 合併症・その他の疾患 >

11. 長期療養・合併症に関する内容
12. 血友病診療に関する内容
13. 性感染症診療に関する内容
14. 他科疾患に関する内容
15. 曝露後予防に関する内容
16. 薬物乱用に関する内容

講義研修を実施した場合は、そのプログラム及び受講者リストの一覧等を日本病院薬剤師会に報告する。

## 5. 評価の方法

- (1) 研修施設は、研修終了時に研修者の習熟度・到達度について、別紙判定票を用い評価する。具体的には、指導薬剤師の判定（別紙1）および研修者の自己評価（別紙2）をもとに、研修総括薬剤師が総合評価を行う。
- (2) 研修者による研修内容の評価を行う。（別紙3）
- (3) 研修施設は、(1)の結果をふまえ、研修者が研修の到達目標（HIV 感染症薬物療法認定薬剤師養成研修コアカリキュラム）に達したと認められる場合、研修者に研修修了書を発行する。

\* 本実施要項は適宜見直しを行うものとする。

制定	平成21年4月
改定	平成31年2月9日
改定	令和2年2月8日
改定	令和5年3月29日

## HIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修 習熟度・到達度判定票(研修施設用)

薬剤部（科）長殿

習熟度・到達度について、以下のとおり評価したので報告します。

年 月 日

研修者： \_\_\_\_\_ 研修総括薬剤師： \_\_\_\_\_

研修期間 年 月 日 から 年 月 日

〈習熟度・到達度〉

A. 充分である    B. ほぼ充分    C. 不十分    D. 判定不能

研修内容	研修項目	実施	判定	指導者印
(1) 実技研修 (必須)	HIV 感染症患者 (入院・外来) に対する服薬指導	○		
	チームカンファレンス	○		
(2) 講義研修 抗 HIV 療法	最新の HIV 感染症治療と疫学			
	OI・IRIS 等エイズ関連病変			
	薬物相互作用			
	その他、HIV 感染症領域の臨床試験			
(2) 講義研修 HIV 感染症に関する 医療制度	医療制度並びに法規制			
	院外処方箋発行や保険薬局との患者情報の共有			
	日本の HIV/AIDS 医療体制			
	薬害エイズ			
(2) 講義研修 服薬支援	コミュニケーションスキル			
	医療連携における薬学的管理			
(2) 講義研修 合併症、その他	長期療養・合併症			
	血友病診療			
	性感染症診療			
	他科疾患			
	曝露後予防			
	薬物乱用			
総合評価 (総括指導薬剤師)				
※評価コメント (C、D の場合は具体的なコメント)				

# 別紙 2

## HIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修 習熟度・到達度判定票(自己評価用)

薬剤部 (科) 長殿

習熟度・到達度について、以下のとおり自己評価したので報告します。

年 月 日

研修者氏名： \_\_\_\_\_

研修期間 年 月 日 から 年 月 日

〈習熟度・到達度〉

A. 充分である    B. ほぼ充分    C. 不十分    D. 判定不能

研修内容	研修項目	受講	判定
(1) 実技研修 (必須)	HIV 感染症患者 (入院・外来) に対する服薬指導	○	
	チームカンファレンス	○	
(2) 講義研修 抗 HIV 療法	最新の HIV 感染症治療と疫学		
	OI・IRIS 等エイズ関連病変		
	薬物相互作用		
	その他、HIV 感染症領域の臨床試験		
(2) 講義研修 HIV 感染症に関する医療制度	医療制度並びに法規制		
	院外処方箋発行や保険薬局との患者情報の共有		
	日本の HIV/AIDS 医療体制		
	薬害エイズ		
(2) 講義研修 服薬支援	コミュニケーションスキル		
	医療連携における薬学的管理		
(2) 講義研修 合併症、その他	長期療養・合併症		
	血友病診療		
	性感染症診療		
	他科疾患		
	曝露後予防		
	薬物乱用		

総合評価

※評価コメント (C、D の場合は具体的なコメント)

# 別紙 3

## HIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修 研修者による研修内容評価票

薬剤部（科）長殿

研修内容について、以下のとおり評価したので報告します。

年      月      日

研修者氏名： \_\_\_\_\_

研修期間                      年      月      日                      から                      年      月      日

〈充実度〉

A. 充実している      B. ほぼ良好      C. 不十分      D. 判定不能

研修内容	研修項目	受講	判定
(1) 実技研修（必須）	HIV 感染症患者（入院・外来）に対する服薬指導	○	
	チームカンファレンス	○	
(2) 講義研修 抗 HIV 療法	最新の HIV 感染症治療と疫学		
	OI・IRIS 等エイズ関連病変		
	薬物相互作用		
	その他、HIV 感染症領域の臨床試験		
(2) 講義研修 HIV 感染症に関する医療制度	医療制度並びに法規制		
	院外処方箋発行や保険薬局との患者情報の共有		
	日本の HIV/AIDS 医療体制		
	薬害エイズ		
(2) 講義研修 服薬支援	コミュニケーションスキル		
	医療連携における薬学的管理		
(2) 講義研修 合併症、その他	長期療養・合併症		
	血友病診療		
	性感染症診療		
	他科疾患		
	曝露後予防		
	薬物乱用		
研修全般の総合評価			
※その他（希望、提案、コメントなど）			

# HIV 感染症薬物療法認定薬剤師養成研修コアカリキュラム

## 1. 到達目標

研修者は、本研修により、以下の HIV 感染症専門薬剤師の職務に必要とされる高度な知識、技能、臨床経験を修得することを目標とする。

- ① HIV 感染症医療における薬剤師の役割を理解し、医師、看護師、その他の医療従事者と良好なコミュニケーションを図り、医療チームでの役割を果たすこと。
- ② 患者にとって最適な HIV 感染症治療を提供するため、個々の患者の状態を適切に把握するとともに、抗 HIV 療法や日和見感染症治療薬の選択や相互作用情報等をチームに対し情報を提供し、その結果の評価を行うこと。
- ③ 臨床試験を含め、HIV 感染症治療に関する最新の薬物療法や HIV 感染症に関わる医療制度や法規制、社会問題について、国内外を問わず絶えず情報収集を行い、内容を理解した上で正確な情報の評価と、医療チーム及び患者への情報提供を行うこと。
- ④ HIV 感染症患者および医療スタッフからの薬物療法に関する相談に適切に対応できること。
- ⑤ HIV 感染症患者との良好なコミュニケーションを通して、患者の求めているものを理解できること。
- ⑥ 研修医、薬学生や医療従事者等を対象とする教育・研修活動を行うこと。
- ⑦ HIV 感染症や抗 HIV 療法に関する論文を評価するとともに、科学的研究を立案、実施し、成果を公表すること。

## 2. HIV 感染症専門薬剤師に必要な知識

### (1) HIV 感染症の臨床に関する一般的知識

研修者は、下記項目に必要な知識を修得しなければならない。

- ① 最新の HIV 感染症治療に関する知識  
最新の治療ガイドラインを理解し、治療法全般について説明できる。
- ② 日和見感染症治療に関する知識  
HIV 感染症に関わる日和見感染症の病態並びに治療について説明できる。
- ③ 性感染症治療に関する知識  
性感染症に関わる病態並びに治療について説明できる。
- ④ 長期療養・合併症に関する知識  
HIV 感染症に関わる長期療養・合併症の病態並びに治療について説明できる。



⑤ 他科疾患に関する知識

HIV 感染症に関わる他科疾患の病態並びに治療について説明できる。

⑥ 免疫再構築症候群等のエイズ関連病変に関する病態並びに治療について説明できる。

⑦ 血友病の病態並びに治療について説明できる。

**(2) HIV 感染症の薬物療法に関する知識**

研修者は、HIV 感染症治療について、下記項目に必要な知識を修得しなければならない。

① 抗 HIV 薬に関する作用のメカニズム、副作用、用法、用量、相互作用などの臨床薬理について説明できること。

② 日和見感染症、性感染症治療に関する作用のメカニズム、副作用、用法、用量、相互作用などの臨床薬理について説明できること。

③ 臨床試験、治験について説明できること。

**(3) HIV 感染症を取り巻く社会制度等に関する知識**

HIV 感染症に関わる疫学や医療制度、医療体制、院外処方箋発行に関連する問題、法規制、社会問題、薬害エイズ、薬物乱用について、国内外を問わず情報を理解した上で評価を行い説明できる。

**(4) 臨床研究に関する知識**

国内外を問わず、実施される臨床試験等について、内容を理解した上で評価し説明できる。

**3. HIV 感染症専門薬剤師に必要な技術**

研修者は、HIV 感染症患者やチームスタッフに対して適切な情報を提供するために、下記の技術を習得しなければならない。

① 国内外を問わず HIV 感染症治療における薬物療法に関する情報収集と評価

② 患者、チームスタッフとのコミュニケーション能力とコミュニケーションスキルの指導方法

\*本コアカリキュラムは、適宜見直しを行うものとする。

制定 平成 21 年 4 月

改定 平成 30 年 2 月 1 日